

こどもがこどもでいられるまちへ ヤングケアラーをもっと知ってください

ヤングケアラーとは？

「家族の介護その他の生活上の世話を日常的に行っている子ども・若者」のことです。令和6年6月に成立した「子ども・若者育成支援推進法」の改正法で法律が改正され、ヤングケアラーがはじめて法律に明記されました。

(ヤングケアラーの例)



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：「ヤングケアラーについて」（こども家庭庁）（<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>）（参照 令和6年11月12日）

ヤングケアラーが抱える問題

ヤングケアラーは、遊びや勉強等のこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間を奪われたり、身体的・精神的に重い負担がかかっていることが問題となっています。

学業への影響

遅刻・早退・欠席が増える、勉強の時間が取れない等

就職への影響

自分にできると思う仕事の範囲を狭めて考えてしまう、自分のやってきたことをアピールできない等

友人関係への影響

友人等とコミュニケーションを取る時間が少ない等

「家族のケアをするのは当たり前」と捉えられ、こども自身も家族も「ヤングケアラー」として認識していないことが少なくありません。まずは周りの大人が気付いて社会全体で支えることが必要です。

相談窓口 子ども応援課子ども応援グループ

☎ 28・0936(平日午前8時30分～午後5時15分)



こども家庭庁
ヤングケアラー
特設サイト